

いわき市認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 公募実施要領

1 目的

「第 10 次いわき市高齢者保健福祉計画」における基盤整備目標に従い、本市における認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備について、次により公募します。

2 公募する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の定義

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、次の要件を満たしている必要があります。

要支援 2 又は要介護の認定を受けた者であって認知症である者について、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものであること。

なお、本市では、地域交流スペース（地域住民が主体となって行う地域交流活動及び地域福祉活動に供するスペース 60 ㎡以上）の設置を推奨しています。

3 公募により選定する整備数及び圏域

次の日常生活圏域を対象として、18 床（18 床×1 施設）の整備を行います。

日常生活圏域名		地区・町名等
第3圏域	平東部	中山、小泉、上高久、下高久、塩、上神谷、中神谷、下神谷、上片寄、下片寄、豊間、薄磯、沼ノ内、神谷作、上山口、下山口、山崎、菅波、荒田目、上大越、下大越、藤間、泉崎、原高野、馬目、絹谷、北神谷、水品、鶴ヶ井
第6圏域	小名浜西部	葉山、泉町、本谷、滝尻、下川、黒須野、玉露、泉ヶ丘、泉玉露、泉もえぎ台、中部工業団地、渡辺町
第10圏域	常磐・遠野	常磐地区全域（若葉台を除く）、遠野地区全域
第13圏域	四倉・久之浜・大久	四倉地区全域、久之浜・大久地区全域

4 応募条件

応募にあたっては、次の全てを満たすことを条件とします。

- (1) 各種法令等の基準を遵守した計画であること。
- (2) 整備予定地については、災害危険区域や地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（通称：災害レッドゾーン）に位置するものではないこと。洪水等による浸水想定エリアや土砂災害警戒区域内への整備も可とするが、減点対象とする。整備予定地が埋蔵文化財包蔵地などの場合、関係法令等による手続きを事前に確認した上で、事業開始期限までに確実に開業ができる土地であること。
- (3) 事業候補者として選定された場合、令和 9 年 3 月 31 日までに事業開始できること。

- (4) 事業者または法人開設予定者が「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

5 公募申込書の提出

応募の際は、「いわき市認知症対応型共同生活介護（グループホーム）公募申込書」（以下「申込書」という。）を Microsoft Word（ワード）形式（.doc または.docx）で作成かつ印刷したもの及び当該文書を保存した CD-ROM を、提出期限までに提出してください。なお、審査当日における追加資料の提出等は認められませんので、ご了承ください。

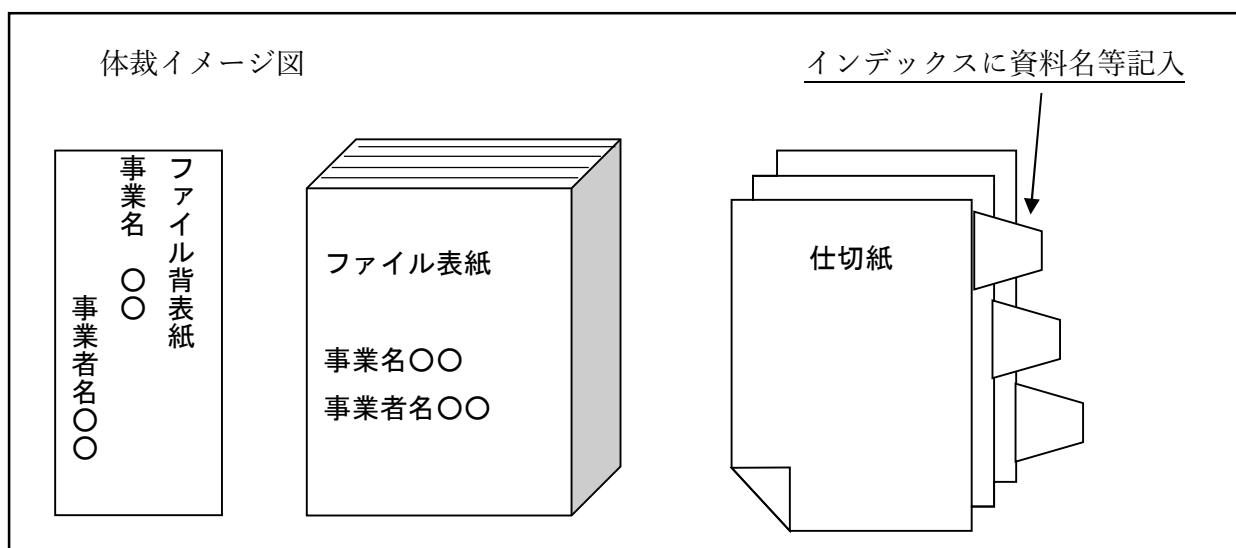
申込書の様式は、市ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

6 添付書類

申込書及び CD-ROM を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- (1) 法人の最新の定款（法人を新設する場合は、定款の素案）
- (2) 応募申込日前 3 カ月以内に発行された法人登記簿謄本（法人を新設する場合は、法人設立の詳細な計画書）
- (3) 事業者概要（法人を新設する場合は、その計画の概要）
 - ・ 事業経歴及び実績
 - ・ 代表者の履歴書
 - ・ 役員等の構成及びその氏名
 - ・ 事業者の概要（組織図、パンフレット等）
 - ・ 現在運営している保健福祉関係の事業がある場合は、その関係資料
- (4) 過去 3 年間の決算書等法人財務収支表（既存法人に限る）
- (5) 今回応募する事業に係る運営収支見込（10 年程度。詳細に費用分解すること）
- (6) 事業所整備に係る資金計画書
- (7) 整備計画位置図
- (8) 整備予定地及び周辺の様子が確認できる写真
- (9) 整備を予定している土地の周辺地図（近接している道路、バス停留所等の交通機関及び住宅地・集落等が確認できるもの）
- (10) 整備予定地の登記事項証明書（応募申込日 3 カ月以内に発行されたもの）
- (11) 整備予定地の公図
- (12) 整備予定建物の登記事項証明書（応募申込日 3 カ月以内に発行されたもの（既存建物を利用する場合に限る。））
- (13) 建物の平面図（縮尺及び主要な寸法を記載したもの。日本産業規格 A 列 3 番で作成）
- (14) 主要設備（居室、機能訓練室等）の面積一覧表
- (15) 主要設備の仕様（手すりの設置、段差の有無等）一覧表
- (16) 誓約書（別紙様式）
- (17) 工程表（任意様式）

- ※ 各様式は、指定したものを除き任意ですが、特別な事情がある場合を除き、用紙サイズは原則として日本産業規格A列4番をお願いします。
- ※ 登記及び公図については、原本を提出してください。
- ※ 写真については、整備予定地及び周辺の状況が分かる写真を添付してください。
- ※ 工程表については、事業所開設までのスケジュールが分かるもの（土地の取得や建物の着工・竣工についておおよその時期が分かるもの）を作成してください。
- ※ 提出書類は、可能な限り CD-ROM に文書等を保存の上、出力した書類（1部）と CD-ROM を併せて提出してください。なお、(5)については、必ず Microsoft Excel（エクセル）形式（.xls または.xlsx）で作成したデータを提出してください。
- ※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を追加で求めることがあります。
- ※ 提出書類の体裁は、次のとおり整えてください。
 - ア 表紙、背表紙には「事業者名」及び「公募事業名」を記載してください。
 - イ 公募申込書及び添付書類毎に仕切紙を挿入し、仕切紙に文字又は番号標記のインデックスを付けてください。
 - ウ 提出書類全体をバインダーやファイル等で綴ってください。



7 選定方法

- (1) 事業候補者は、いわき市社会福祉施設等選定審査委員会での審査を経て決定します。
- (2) 審査にあたっては、公募申込書に記入していただいた審査項目の内容について、項目ごとに評点化し、その合計点数が高い計画を選定することとします。
- (3) 審査に際して、各応募者には 10 分間のプレゼンテーションをお願いする予定です。
 （ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、プレゼンテーションを中止し、書面のみの審査とする場合があります。）
- (4) 審査の結果、審査基準を満たす事業候補者無しとなる場合があります。

8 提出期限・方法

令和7年8月22日（金）午後5時までに、いわき市役所本庁舎1階の高齢福祉課へ郵

送または持参により提出してください（必着）。来庁される場合は、必ず事前にお電話等でご連絡ください。

なお、ファクシミリ及び電子メールでの各書類の提出は受け付けません。

9 審査結果の通知・公表

審査の結果については、10月中旬頃に文書で通知する予定です。また、応募の概況、決定した事業予定者名及び審査結果の概要等を、市ホームページ上にて公表します。

なお、整備事業者として選定された事業候補者以外については、応募者を特定できる情報は公表しません。

10 選定スケジュール（応募多数の場合、日程に遅れが生じることがあります。）

令和7年6月23日（月）～ 8月22日（金）	整備希望事業者の受付
令和7年9月下旬	事業計画のプレゼンテーション
10月中旬	選考結果の通知・公表（予定）

11 補助金交付の有無

補助対象経費（建設整備経費、開設準備経費）について、「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金」を活用できます。なお、補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の状況により、変更になる可能性があります。

12 説明会の不開催と問合せ方法

今般の公募に係る説明会は開催せず、指定の質問票による質問を、電子メール、FAXまたは郵送にて受け付けるものとしますので、予めご了承ください。また、質問票に対する回答は、市ホームページにて原則公開します。（質問票及び詳細は、市HP参照）。

13 提出及び問合せ先

いわき市 保健福祉部 高齢福祉課 介護サービス整備係

{	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地
	TEL 0246 (22) 7467 FAX 0246 (22) 7547
	メール koreihukushi@city.iwaki.lg.jp

《注意》

- ① この公募による選定は、事業所の指定が確定されたものではありません。選定された事業所であっても、実際に指定を行う際には、その段階で設備・運営・人員等の事業所指定基準を充たすことを確認の上で指定します。
- ② 応募状況に関するお問い合わせには、一切応じません。
- ③ 応募された書類及び記録媒体については、理由の如何を問わず一切返却しません。
- ④ 応募された書類の差し替えには原則応じませんので、提出に際しては内容をいま一度ご確認ください。
- ⑤ 本件の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。